

## 根室北部消防事務組合告示第2号

中標津消防署消防救急デジタル無線更新工事に係る公募型指名競争入札（以下「入札」という。）の公募内容は次のとおりとする。

令和8年4月1日

根室北部消防事務組合  
組合長 西村 穰

### 1 入札に付する工事の内容

- (1) 工事番号 第1号
- (2) 工事名称 中標津消防署消防救急デジタル無線更新工事
- (3) 工事場所 中標津町
- (4) 工期 契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで
- (5) 工事概要 仕様書等による。

### 2 発注方式

この工事は、特定建設工事共同企業体による請負方式である。

### 3 応募に必要な要件

入札参加希望者は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、構成員は次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 共同企業体の代表者は、建設業法（昭和24年法律第100号）における電気工事業及び電気通信工事業の許可を有していること。
- (3) 共同企業体の代表者以外の構成員は、建設業法における電気工事業の許可を有していること。
- (4) 共同企業体の代表者は、根室北部消防事務組合及び構成町（中標津町、標津町、別海町、羅臼町）における電気工事の競争入札参加資格がA等級又はB等級に格付されていること。また、建設業法第27条の23第1項による経営事項審査の結果における電気工事業の総合評定値（P）が800点以上の者であること。
- (5) 共同企業体の代表者以外の構成員は、根室北部消防事務組合及び構成町（中標津町、標津町、別海町、羅臼町）における電気工事の競争入札参加資格がA等級又はB等級に格付されていること。また、建設業法第27条の23第1項による経営事項審査の結果における電気工事業の総合評定値（P）が700点以上の者であること。
- (6) 根室北部消防事務組合及び構成町（中標津町、標津町、別海町、羅臼町）の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその

停止の期間が経過している者を含む。) であること。

- (7) 根室北部消防事務組合及び構成町(中標津町、標津町、別海町、羅臼町)の競争入札参加等除外措置要領の規定による競争入札等から入札参加を除外されていない者であること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の根室北部消防事務組合及び構成町(中標津町、標津町、別海町、羅臼町)競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (9) 共同企業体の代表者にあつては、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であることとし、他の構成員にあつては、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。なお、共同企業体として施行した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。
- (10) 共同企業体の代表者は、根室振興局又は釧路総合振興局管内に主たる営業所(建設業許可申請書別表又は別紙二(2)の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。)を有する者であること。
- (11) 共同企業体の代表者以外の構成員は、根室振興局又は釧路総合振興局管内に主たる営業所を有する者であること。
- (12) 構成員の1者以上が、過去15年間(平成23年度以降)に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。
- (13) 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、条件付一般競争入札参加資格審査申請書等の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。なお、工事1件の請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが技術者を専任で配置する場合において、残りの構成員は技術者を兼任で配置できることとする。
- (14) 共同企業体は、現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- (15) 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が4年以上であること。
- (16) 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として参加する者でないこと。
- (17) 構成員の数は、2者又は3者であること。
- (18) 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上(2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上)であること。
- (19) 構成員の組合せは、根室北部消防事務組合及び構成町(中標津町、標津町、別海町、羅臼町)における「電気工事」の競争入札参加資格が同一等級若しくは直近等級との組合せであること。
- (20) 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと。又は当該受託者と資本関係若し

くは人的関係がないこと。

- (21) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。また、(20)における資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条2項に該当しない。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 代表権を有する取締役等が他方の会社の取締役を兼ねている場合

(イ) 取締役が他方の会社の管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

- (22) 国税及び地方税等について未納がないこと。（法人にあつては代表者を含む。）

- (23) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

#### 4 入札の参加申請等

(1) 申請書等

ア 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書

ウ 公募型指名競争入札参加申請書（別記第1号様式）

エ 類似工事施工実績調書（別記第2号様式）

オ 類似工事施工実績を証明する書面（工事实績証明書（別記第3号様式）又はこれに代わる書面（契約書等の写し）並びに共同企業体協定書及び経常建設共同企業体附属協定書の写し）

カ 工事配置予定技術者調書（別記様式第4号）

キ 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

ク 入札委任状

(2) 提出期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月10日（金）まで（休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

標津郡中標津町丸山2丁目22番地 根室北部消防事務組合消防本部

(4) 提出方法

持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は返却しない。

ウ 提出された資料は無断で他に使用しない。

## 5 入札参加者の指名

入札参加資格者は、申請者の中から競争入札参加者指名選考委員会において選考し、その結果を令和8年4月13日（月）に書面により通知する。

## 6 指名されなかった者に対する理由の説明

- (1) 指名されなかった者（以下「非指名者」という。）は、令和8年4月17日（金）までに書面により指名されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、前記4の(3)の提出場所と同じ所に持参することとし、郵送、ファクシミリによるものは受け付けない。
- (2) 理由の説明は、書面により回答する。
- (3) 非指名者は、回答のあった理由について、令和8年4月22日（水）まで書面により説明を求めることができる。なお、書面は、前記4の(3)の提出場所と同じ所に持参することとし、郵送、ファクシミリによるものは受け付けない。
- (4) 理由の説明は、書面により回答する。

## 7 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金の納付

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、見積もった契約金額（消費税相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

### (2) 契約保証金の納付

落札した者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

### (3) 入札保証金及び契約保証金の免除

(1)及び(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、入札保証金及び契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア 根室北部消防事務組合を被保険者とする入札保証保険証券（契約保証金の場合にあっては、履行保証保険証券）を提出したとき

イ 共同企業体の構成員の1者以上（契約保証の場合にあっては構成員の全部）が過去2年間に根室北部消防事務組合の構成町（中標津町、別海町、標津町、羅臼町）、国（公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者であるとき。

## 8 申請書等の配布

(1) 公募型指名競争入札に係る各種様式、公募内容等は、次のとおり配布する。

ア 配布期間 令和8年4月1日（水）から令和8年4月10日（金）まで

イ 配布場所 根室北部消防事務組合ホームページ

ウ 配布方法 郵送及びファクシミリでは行わないので、必ず上記の場所でダウンロードすること。

エ 費用 無料とする。

(2) 図面（付近見取図・配置図・各階平面図等）・仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、次のとおり閲覧に供す。

ア 閲覧期間 令和8年4月1日（水）から入札前日まで

イ 閲覧場所 根室北部消防事務組合ホームページから閲覧手続きをする。

(3) 図面・仕様書等に対する質問は、書面によるものとし、持参により提出すること。

ア 受付期間 令和8年4月1日（水）から令和8年4月17日（金）まで、毎日午前9時から午後5時まで（休日を除く。）

イ 受付場所 標津郡中標津町丸山2丁目22番地 根室北部消防事務組合消防本部

## 9 支払条件

(1) 前金払 契約金額の4割に相当する額以内とする。

(2) 中間前金払 契約金額の2割に相当する額以内とする。

(3) 部分払 部分払いはしない。

## 10 契約書作成の要否

必要とする。

## 11 応募に必要な要件のうち本工事に係る設計業務等の受託者

別紙のとおり。

## 12 その他

その他入札に関し不明な点は、根室北部消防事務組合消防本部管理課財政係（中標津町丸山2丁目22番地 TEL0153-72-9114）に照会してください。

## 別紙（12の関係）

応募に必要な要件のうち本工事に係る設計業務等の受託者は、次のとおりです。

委託業務 消防救急デジタル無線更新実施設計委託業務

受託者 株式会社 通電技術（札幌市）